

香川県産小麦「さぬきの夢」紹介動画制作委託業務 仕様書

- 1 業務名 香川県産小麦「さぬきの夢」紹介動画制作業務
- 2 委託者 「さぬきの夢」推進協議会 会長 桑原 仁
- 3 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
- 4 納入場所 「さぬきの夢」推進協議会事務局 香川県農政水産部農業生産流通課
農産物ブランド推進グループ 担当：六車、中山
電話：087-832-3417
E-mail：hs7109@pref.kagawa.lg.jp

5 業務概要

(1) 背景・課題

うどんの本場、香川県の「さぬきうどん」の歴史は古く、認知度は全国レベルとなっている一方、海外では「さぬきうどん」の食文化は浸透しておらず、「さぬきうどん」と表した外国産のうどんが出回っている。香川県では県産のうどんに適した小麦で作った「さぬきうどん」を食べてみたいという声から「さぬきの夢」が育成されているが、県内外において、その特長や「さぬきの夢」を使用した「さぬきうどん」の魅力が訴求しきれていない。

(2) 動画制作の目的

近年、様々なタイプの「さぬきうどん」や「さぬきの夢」うどんの輸出に取り組む事業者もいることから、県産小麦「さぬきの夢」やそれを使用した「さぬきうどん」について、認知度の低い海外や県内外の消費者に魅力をPRする動画を制作するものである。

動画は、県ホームページ（YouTube 利用）や県保有 Instagram アカウント「かがわ農産物応援団（香川県農業生産流通課）」等で公開する。県産小麦「さぬきの夢」を使用した製品に二次元コードを表記し、消費者が動画を視聴できるようにすることで、「さぬきの夢」の認知度向上や「さぬきうどん」の消費拡大につなげていくことを目的とする。

6 規格等

項目	内容
テーマ	上記の「背景・課題」、「動画制作の目的」をふまえた「さぬきうどん」と県産小麦「さぬきの夢」のPR
制作本数	①本編1本 ②短編1本以上（構成ごとに分けて制作することも可）
番組の時間	①本編15分程度 ②短編（ショート動画配信）90秒未満
画質等	①本編フルハイビジョン（画角16：9） ②短編フルハイビジョン（画角9：16）
出演者	タレント・芸能人を起用しないこと

配信方法	県ホームページ（YouTube 利用）や県保有 Instagram アカウント「かがわ農産物応援団（香川県農業生産流通課）」等を利用する
利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県ホームページ（YouTube 利用）や県保有 Instagram アカウント「かがわ農産物応援団（香川県農業生産流通課）」等での動画配信 ・ 県関係施設及び協議会主催イベント会場等での放映
その他	<p>○動画内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 英語字幕等を用いて、「さぬきうどん」を知らない外国人が見ても容易に理解できる内容にすること ・ 障害者差別解消法に定める合理的配慮について、十分考慮した内容にすること ・ その他、ユニバーサルデザインに配慮すること

7 納入物品

(1) 納期

令和8年1月30日（金）まで

(2) 納品方法

制作した動画は、次のとおり納品すること。

- ・ DVD（MP4 形式） 3 枚
- ・ DVD（WMV 形式） 3 枚
- ・ DVD（MOV 形式） 3 枚
- ・ 上記の各形式のデータ（県が指定する大容量ファイル転送システムからの送付）

8 業務の詳細

- (1) テーマに基づく動画のシナリオ作成、取材、収録及び編集
- (2) 協議会との3回以上の打ち合わせ（完成前試写会も含む）
- (3) 協議会による映像コンテンツの内容確認及び調整作業
- (4) 上記「6 規格等」の「利用形態」で放送するために必要なデータを協議会へ納品
- (5) 第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合に必要な権利処理

9 予算の上限

- ・ 2,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

10 留意事項

- (1) 業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。
- (2) テーマ及び制作に関する細部については、必要に応じて協議会との打ち合わせを経て決定する。
- (3) 制作に当たっては、協議会及び取材先等と適宜打ち合わせを行い、情報収集を行うこと。
- (4) 業務の実施に当たって、不明な点が生じた場合は、その都度協議会と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。
- (5) 業務の終了時まで他にの事業者へ業務を移行することとなった場合には、必要な措置を講じ、円滑に業務の引継ぎを行うこと。

- (6) 業務終了後に報告書を作成し、提出すること。
- (7) 業務の実施に伴い必要となる物品等については、委託金額に含むものとする。委託料の支払いは、完了払いとする。
- (8) 受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成 16 年香川県条例第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 1 成果物に係る著作権の取扱い

(1) 著作権の所有について

成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、同法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、協議会が所有する。

(2) 第三者への使用許諾について

成果物の第三者への使用許諾は、幅広く利用することを前提とし、受託者と協議し協議会が一括して行う。

(3) 使用許諾の条件について

使用許諾に当たっては、変更・切除その他の改変を行わないことを前提条件とする。

(4) 権利関係の処理等について

第三者との間に生じた紛争の処理については、協議会からの求めに応じ、誠実に対応するものとする。

(5) 著作権表示について

成果物の公表に際しての著作権表示については、「制作・著作 『さぬきの夢』推進協議会」と表記するものとする。

(6) その他の事項

著作権の取扱いについて、本仕様書に記載のないその他の事項については、協議会と受託者が協議の上処理する。

1 2 その他

香川県産小麦「さぬきの夢」の写真が必要な場合には、香川県が所有する写真を提供することができる。